

(趣 旨)

第1条 群馬大学大学院保健学研究科長（以下「研究科長」という。）適任者の選考は、この規程の定めるところにより行う。

(選考の時期)

第2条 研究科長適任者の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 研究科長の任期が満了するとき。
- (2) 研究科長が辞任を申し出たとき。
- (3) 研究科長が欠員となったとき。

2 研究科長適任者の選考は、前項第1号の場合は、任期満了の2月前までに、同項第2号又は第3号に該当する場合は、速やかに行う。

(研究科長適任者の資格)

第3条 研究科長適任者の資格は、保健学研究科（以下「本研究科」という。）の主担当を命ぜられた教授とする。

(選考の方法)

第4条 研究科長適任者の選考は、第1次選挙及び第2次選挙により行う。

2 第1次選挙及び第2次選挙は、次条に定める選挙有資格者の無記名投票により行う。

(選挙有資格者)

第5条 第1次選挙の選挙有資格者は、本研究科の主担当を命ぜられた教員とし、第2次選挙の選挙有資格者は、本研究科の主担当を命ぜられた教授とする。

(選挙管理委員会)

第6条 第1次選挙及び第2次選挙に関する事務を管理するため、研究科長適任者選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の構成及び運営についての事項は、別に定める。

(第1次選挙)

第7条 第1次選挙（以下この条において「選挙」という。）は、次の各号に掲げる方法により行う。

- (1) 投票は、3人記号式とし、不在者投票を認める。
- (2) 委員会は、選挙の結果、得票順位5位までの者を適任者として公示する。

(第2次選挙)

第8条 第2次選挙（以下この条において「選挙」という。）は、前条第2号の適任者について、次の各号に掲げる方法により行う。

- (1) 選挙は、教授である委員会委員の管理の下に行う。
- (2) 投票は、単記号式とし、不在者投票を認める。
- (3) 委員会は、選挙の結果、得票順位上位3人までの者を適任者として公示する。

(研究科長適任者の推薦)

第9条 研究科長は、第2次選挙の結果に基づき、教授会の議を経て、研究科長適任者3

人を決定し、学長に推薦する。

(任 期)

第10条 研究科長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任命した学長の任期の終期を超えることはできない。

2 任期満了以外の理由により選考された研究科長の任期は、前任者の残任期間とする。

(規程の施行)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項については、教授会が別に定める。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、研究科長が行う。

附 則

この規程は、平成26年12月16日から施行する。